③

令　和　８　年　９　月

第３回徳島市議会定例会議案

（　条　例　議　案　）

目　　次

ページ

議案第７７号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

議案第７８号　行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・　2

議案第７９号　徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

議案第８０号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

議案第８１号　徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

議案第８２号　徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

議案第８３号　徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

議案第８４号　徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

議案第８５号　徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて……１５

議案第８６号　徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定めるについて……１７

議案第８７号　とくしま動物園条例の一部を改正する条例を定めるについて……１９

議案第８８号　徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて……２１

議案第８９号　徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて……２２

議案第９０号　徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて……２４

議案第９１号　徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を定めるについて……２６

議案第９２号　徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて……２８

議案第９３号　徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて……３０

議案第９４号　徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を定めるについて……３３

議案第９５号　　徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路
条例の一部を改正する条例を定めるについて‥‥‥４４

議案第９６号　　消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例を定めるについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４９

議案第７７号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定める

について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３９年徳島市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表の災害応急作業等手当の項中「７１０円」を「９５０円」に，「１，０８０円」を「１，４４０円」に改め，同表の消防業務手当の項中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改め，同表の教育特殊業務手当の項中「３，６００円」を「３，９００円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和８年４月１日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

３　改正後の条例別表の規定を適用する場合においては，この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は，改正後の条例別表の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

議案第７８号

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

を定めるについて

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例（昭和３９年徳島市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第３条並びに第４条第１項ただし書及び第２項ただし書中「の各号」を削る。

別表備考第２項本文中「の規定」を「の区分」に改め，同項ただし書中「第２条第５号に規定する電気通信事業者が同条第６号に規定する電気通信業務のため土地又は建物」を「第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業のため行政財産」に，「に定める」を「の例による額とし，同法第１４３条の５第１項に規定する認定鉄塔等提供事業者が同項に規定する認定鉄塔等提供事業のため行政財産を使用する場合の使用料については，同令別表第２の例による」に改め，同表備考第３項中「この表の規定にかかわらず，」を削り，「第６条の規定により非課税とされるものを除くものについての」を「第６条第１項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の行政財産の使用に係る」に改め，同表備考第４項中「光熱水量」を「光熱水」に，「その」を「別に」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例別表備考第２項ただし書の規定は，この条例の施行の日以後の使用の申請に係る使用料について適用し，同日前の使用の申請に係る使用料については，なお従前の例による。

議案第７９号

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和４年徳島市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「令和８年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改め，同条第２号中「もの」の右に「（ア及びイに掲げるものにあっては，所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第３号まで又は法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第３号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第８０号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定める

について

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和４３年徳島市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード」を「個人番号カード等（次に掲げるもののいずれか」に改め，同項に次の各号を加える。

⑴　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）

⑵　特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）

⑶　特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

第１４条第１号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第８１号

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例

徳島市文化振興施設設置条例（昭和５８年徳島市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「９時」を「午前９時」に，「２１時」を「午後９時」に改める。

第６条第１項中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第８条第２項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」を「別表」に改め，同項各号を削り，同条中第３項から第６項までを削り，第７項を第３項とし，第８項を第４項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第８条関係）

１　施設利用料金

区分	単位	利用料金の額
活動室	１時間までごとにつき	１，５８０円
ホール		４，７７０円
楽屋		２５０円
ギャラリー		３，６８０円

備考

１　利用者が施設の利用に関し利用者以外の者から入場料，参加料，整理

料その他の金銭を徴収する場合（次項に掲げる場合を除く。）の利用料金の額は，この表に規定する利用料金の３倍に相当する額とする。

２　利用者が施設において商品の販売，契約の締結の勧誘その他の行為で専ら営利を目的とするものを行う場合の利用料金の額は，前項の規定にかかわらず，この表に規定する利用料金の５倍に相当する額とする。

３　利用者が市の区域内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外のものである場合の利用料金の額は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

４　利用者が義務教育終了までの者及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校，中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合の利用料金の額は，この表に規定する利用料金の半額とする。

５　算出して得た利用料金の額に１０円未満の端数があるときは，これを１０円に切り上げる。

６　利用者が施設の電気，水道又はガスを使用する場合は，市長が定める基準により，これらの実費に相当する額を徴収する。

２　附属設備利用料金

種別	利用料金の額
調光操作卓その他	一式又は１品につき１回９，２００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市文化振興施設設置条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行する

ために必要な準備行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3　改正後の条例別表の規定は，前項の利用料金の額の承認の日（以下「承認日」という。）以後にされた利用の申請であって施行日以後の利用に係るものに関する利用料金について適用し，承認日前にされた利用の申請又は施行日前の利用に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第８２号

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例

徳島市生涯福祉センター条例（平成１３年徳島市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項ただし書中「については月曜日」を「の休館日については月曜日」に改め，「１２月３１日まで」の右に「とし」を加え，同条第２項を次のように改める。

２　生涯福祉センターの供用時間は，午前９時から午後９時まで（日曜日にあっては，午後５時まで）とする。ただし，次の各号に掲げる施設の供用時間については，当該各号に定めるところによる。

⑴　健康判定・屋内運動室　午前９時３０分から午後９時まで（日曜日にあっては，午後５時まで）

⑵　健康保養浴場　午前１０時から午後９時まで（日曜日にあっては，午後５時まで）

⑶　福祉相談コーナー　午前９時から午後５時まで

⑷　駐車場　午前８時から翌日の午前１時まで

第７条第１項，第８条第２号，第１２条第１項第２号，第１３条第１項第２号，第１７条及び第１８条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

別表第１の１の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	利用料金の額						
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	超過料金
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	超過時間１時間までごとにつき
第１会議室	4,320円	5,770円	5,770円	10,090円	11,540円	15,860円	1,430円
第２会議室	6,610円	8,910円	8,910円	15,520円	17,820円	24,430円	2,190円
第３会議室	2,870円	3,850円	3,850円	6,720円	7,700円	10,570円	950円
第４会議室	4,320円	5,770円	5,770円	10,090円	11,540円	15,860円	1,430円
和室	2,160円	2,760円	2,870円	4,920円	5,630円	7,790円	710円
視聴覚室	4,450円	5,890円	5,890円	10,340円	11,780円	16,230円	1,470円
創作活動室	3,960円	5,170円	5,290円	9,130円	10,460円	14,420円	1,320円
ホール	15,890円	21,190円	21,420円	37,080円	42,610円	58,500円	5,290円
調理実習室	4,460円	5,950円	5,950円	10,410円	11,900円	16,360円	1,480円
ギャラリー	１㎡につき１日６０円						

別表第１の２の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に改め，「３，１３０円」を「３，５９０円」に改める。

別表第２健康判定・屋内運動室の項中「５１０円」を「６１０円」に，同表健康保養浴場の部中「７３０円」を「８７０円」に，「５１０円」を「６００円」に，「３００円」を「３５０円」に，「２００円」を「２３０円」に，同表健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場の部中「１，０３０円」を「１，２２０円」に，「８３０円」を「９８０円」に改め，同表備考第１項中「，「一般」を「「一般」に，同表備考第２項中「，「中学生」を「「中学生」に改め，同表備考第５項を次のように改める。

５　義務教育終了前の者は，健康判定・屋内運動室を利用することができないものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市生涯福祉センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の条例別表第１及び別表第２の規定は，この条例の施行の日以後の利用承諾に係る利用料金について適用し，同日前の利用承諾に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第８３号

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

徳島市後期高齢者医療に関する条例（平成１９年徳島市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１６条」を「第２３条」に改め，同条第３号及び第４号中「第１７条第２項」を「第２４条第２項」に改め，同条第５号及び第６号中「第１８条第２項」を「第２５条第２項」に改め，同条第７号中「第１９条」を「第２６条」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第８４号

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

（徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正）

第１条　徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成６年徳島市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

（徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第２条　徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和８年徳島市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に，「同条第３項」を「同条第４項及び第５項」に，「及び第９条の３の３第１項」を「並びに第９条の３の３第１項及び第２項」に，「第９条の３の３第３項」

を「第９条の３の３第４項及び第５項」に，「本市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた」を「次に掲げる」に改め，同条に次の各号を加える。

⑴　法第９条の３の３第１項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者

⑵　法第９条の３の３第２項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者

第３条第２項，第５条並びに第６条第２項及び第３項第２号中「第９条の３の３第２項」を「第９条の３の３第３項」に改める。

附　則

この条例は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第８５号

徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

徳島市勤労者福祉施設条例（平成１６年徳島市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

別表中

「

円 2,200	円 2,200	円 3,230	円 4,400	円 5,430	円 7,630	円 620
円 11,000	円 11,000	円 16,430	円 22,000	円 27,430	円 38,430	円 3,230
円 1,030	円 1,030	円 1,560	円 2,060	円 2,590	円 3,620	円 300
円 5,430	円 5,430	円 8,160	円 10,860	円 13,590	円 19,020	円 1,560
円 620	円 620	円 930	円 1,240	円 1,550	円 2,170	円 100

」を

「

2,420円	2,420円	3,550円	4,840円	5,970円	8,390円	680円
12,100円	12,100円	17,750円	24,200円	29,850円	41,950円	3,400円
1,130円	1,130円	1,710円	2,260円	2,840円	3,970円	330円
5,970円	5,970円	8,970円	11,940円	14,940円	20,910円	1,710円
680円	680円	1,020円	1,360円	1,700円	2,380円	110円

」に

改め，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項を同表備考第２項とし，同項の次

に次の１項を加える。

３　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市勤労者福祉施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の条例別表の規定は，前項の利用料金の額の承認の日（以下「承認日」という。）以後にされた利用の申請であって施行日以後の利用に係るものに関する利用料金について適用し，承認日前にされた利用の申請又は施行日前の利用に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第８６号

徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定める

について

徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

徳島市農村環境改善センター条例（平成４年徳島市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第４条中「前条の」を削る。

第５条中「別に定めるほか前納」を「定める場合を除き，前納」に改める。

第７条第２項中「センター」を「当たって，センター」に改める。

第８条及び第１０条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第１２条第１項各号列記以外の部分中「各号の一」を「いずれか」に改め，同項第１号中「一」を「いずれか」に改め，同条第２項中「が，前項」を「に前項」に，「受け，これによって損失を受けることがあっても，その補償」を「受けたことによる損害が生じたとしても，その賠償」に改める。

別表第１の区分の項中「午前・昼間」を「午前昼間」に，「昼間・夜間」を「昼間夜間」に，「９時」を「午前９時」に，「１２時」を「正午」に，「１３時」を「午後１時」に，「１７時」を「午後５時」に，「１８時」を「午後６時」に，「２１時」を「午後９時」に改め，同表の多目的ホールの項中「２，６１０円」を「２，８７０円」に，「４，１８０円」を「４，６００円」に，「３，９７０円」を「４，３７０円」に，「６，１７０円」を「６，７９０円」

に，「７，４３０円」を「８，１７０円」に，「９，３１０円」を「１０，２４０円」に，「８３０円」を「９１０円」に改め，同表の農業研修室の項中「９７０円」を「１，０７０円」に，「１，３００円」を「１，４３０円」に，「１，２００円」を「１，３２０円」に，「２，２９０円」を「２，５２０円」に，「２，５００円」を「２，７５０円」に，「３，４９０円」を「３，８４０円」に，「４１０円」を「４５０円」に改め，同表備考第３項中「２割」を「５割」に改める。

別表第２中「付属設備使用料」を「附属設備使用料」に，「２，２００円」を「２，４２０円」に改め，同表の備考中「この表に」を「この表の場合について」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の徳島市農村環境改善センター条例別表第１及び別表第２の規定は，この条例の施行の日以後の利用承諾に係る使用料について適用し，同日前の利用承諾に係る使用料については，なお従前の例による。

議案第８７号

とくしま動物園条例の一部を改正する条例を定めるについて

とくしま動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

とくしま動物園条例の一部を改正する条例

とくしま動物園条例（平成９年徳島市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「６００円」を「９００円」に，「１，５００円」を「３，０００円」に，「４８０円」を「７００円」に改め，同表備考第１項中「修了」を「終了」に改め，同表備考第２項中「「団体」を「この表において「団体」に，「引率者」を「，引率者」に改める。

別表第３の普通自動車の項中「３１０円」を「５００円」に，同表の大型自動車の項中「１，３１０円」を「２，０００円」に改め，同表備考第１項中「「普通自動車」を「この表において，「普通自動車」に，「普通自動車を」を「準中型自動車，普通自動車及び小型特殊自動車を」に改め，「規定する大型自動車」の右に「，中型自動車及び大型特殊自動車」を加え，同表備考第２項中「「１日」を「この表において「１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のとくしま動物園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の入園に係る入園料（施行日前に納付したものを除く。）について適用し，施行日前の入園に係る入園料及び施行日以後の入園に係る入園料であって施行日前に納付したものについては，なお従前の例による。

3　改正後の条例別表第３の規定は，施行日以後の利用に係る使用料について適用し，施行日前の利用に係る使用料については，なお従前の例による。

議案第８８号

徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例

徳島市景観まちづくり条例（平成２５年徳島市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は，都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

議案第８９号

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和３７年徳島市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項第２号中「８万５，４９０円」を「９万７９０円」に改め，同項第４号中「４万２，７００円」を「４万５，４００円」に改める。

第２０条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

別表中「７，２８５円」を「７，６４０円」に，「８，８５０円」を「９，２１３円」に，「１０，７６８円」を「１１，１３８円」に，「１１，９６３円」を「１２，２９３円」に，「１２，６２５円」を「１３，１６３円」に，「１３，０９８円」を「１３，６５０円」に，「６，１１０円」を「６，４００円」に，「７，０４５円」を「７，３３３円」に，「７，５０５円」を「７，７７５円」に，「８，６２３円」を「８，７５０円」に，「９，２７０円」を「９，４４５円」に，「９，６２０円」を「９，８３８円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第８条の２第２項及び第２０条の規定は，令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については，なお従前の例による。

３　改正後の条例別表の規定は，令和７年４月１日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，その他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

議案第９０号

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

（徳島市公民館条例の一部改正）

第１条　徳島市公民館条例（昭和３９年徳島市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表の徳島市加茂名公民館蔵本分館の項及び徳島市加茂名公民館名東３丁目分館の項並びに徳島市不動公民館の項及び徳島市不動公民館西町分館の項を削る。

（徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正）

第２条　徳島市地区コミュニティセンター条例（昭和５０年徳島市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の徳島市多家良中央コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

徳島市不動コミュニティセンター	徳島市不動本町２丁目１７８番地の１

別表第１中

「

徳島市一宮コミュニティセンター	徳島市一宮町東丁２３４番地の２
徳島市不動コミュニティセンター	徳島市不動本町２丁目１７８番地の１

」を

「

徳島市一宮コミュニティセンター	徳島市一宮町東丁２３４番地の２

」に

改める。

別表第２の徳島市多家良中央コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

徳島市不動コミュニティセンター

附　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。

議案第９１号

徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例

徳島市立徳島城博物館条例（平成４年徳島市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第７条中「別に定めるほか前納」を「定める場合を除き，前納」に改める。

第９条第２号及び第１４条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

別表第１中「２００円」を「２５０円」に，「１６０円」を「２００円」に，「修了」を「終了」に，「３００円」を「４００円」に，「２４０円」を「３２０円」に改める。

別表第２の１の⑴の表中「３００円」を「４００円」に，「は，２，１００円」を「にあっては，２，８００円」に改め，同表に備考として次のように加える。

備考　本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外のものが利用する場合は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

別表第２の１の⑵の表中「付属設備使用料」を「附属設備使用料」に，「ビデオデッキその他」を「炉その他」に，「５１０円」を「６８０円」に改める。

別表第２の２の表中「２，０８０円」を「２，７８０円」に，「２，６１０

円」を「３，４９０円」に，「１，５６０円」を「２，０９０円」に，「３６０円」を「４８０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の徳島市立徳島城博物館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は，この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し，同日前の観覧に係る観覧料については，なお従前の例による。

３　改正後の条例別表第２の規定は，この条例の施行の日以後の利用承諾に係る使用料について適用し，同日前の利用承諾に係る使用料については，なお従前の例による。

議案第９２号

徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例

徳島市立考古資料館条例（平成１０年徳島市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項，第１２条第２号及び第１５条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

別表の１の表中「３００円」を「４００円」に，「は，２，１００円」を「にあっては，２，８００円」に改め，同表に備考として次のように加える。

備考　本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外のものが利用する場合は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

別表の２の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「ビデオデッキその他」を「スクリーンその他」に，「１００円」を「２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市立考古資料館条例（以下「改正後の条例」

という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3　改正後の条例別表の規定は，前項の利用料金の額の承認の日（以下「承認日」という。）以後にされた利用の申請であって施行日以後の利用に係るものに関する利用料金について適用し，承認日前にされた利用の申請又は施行日前の利用に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第９３号

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例

徳島市立青少年交流プラザ条例（昭和６３年徳島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「の各号」を削り，同条第２号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第１２条及び第１３条中「の各号」を削る。

別表の１の表中「４４０円」を「５００円」に，「８８０円」を「１，０００円」に改め，同表備考第１項中「「幼児」を「この表において「幼児」に改め，同表備考第２項中「「一般」を「この表において「一般」に改め，同表備考第３項中「利用の承諾を受けた団体の」を「利用者に係る団体であって，当該団体の」に，「当該団体を」を「ものを」に，「は，この表の規定にかかわらず」を「の額は」に改め，「について定めた利用料金」を削り，同表備考に次の１項を加える。

４　利用者に係る団体の代表者が本市の区域外に住所を有する者であること等の事由により，本市住民以外の者による利用と認められる場合の利用料金は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

別表の２の表中

「

円 450	円 450	円 450	円 900	円 900	円 1,350	円 150
円 900	円 900	円 900	円 1,800	円 1,800	円 2,700	円 300

」を

「

600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	200円
1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	3,600円	400円

」に

改め，同表備考第１項中「「一般団体」を「この表において「一般団体」に改め，同表備考第２項中「宿泊施設利用者」を「宿泊施設の利用者」に，「集会室利用料金」を「利用料金」に改め，同項を同表備考第３項とし，同表備考第１項の次に次の１項を加える。

２　１の表の備考第４項の規定は，この表の場合について準用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市立青少年交流プラザ条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の条例別表の規定は，前項の利用料金の額の承認の日（以下「承認日」という。）以後にされた利用の申請であって施行日以後の利用に係るも

のに関する利用料金について適用し，承認日前にされた利用の申請又は施行日前の利用に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第９４号

徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市体育施設条例の一部を改正する条例

徳島市体育施設条例（昭和６３年徳島市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表の市民運動広場の項中「ナイター設備」を「夜間照明施設」に改める。

第７条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第２号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第８条第２項中「別表第１２」を「別表第１３」に改める。

第１２条第１項及び第１４条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

別表第１の市民夜間運動場の部中「徳島市国府町中４０番地」を「徳島市国府町中６１番地の１」に，「徳島市国府町日開１０１３番地の１」を「徳島市国府町日開１００７番地の２」に，「徳島市多家良町小路地４７番地」を「徳島市多家良町小路地４５番地」に，「徳島市不動本町２丁目１２８番地」を「徳島市不動本町２丁目１２４番地」に改める。

別表第２の１の表の第一競技場の部中

「

円 6,600	円 11,000	円 17,600	円 15,700	円 24,380	円 28,250	円 2,200
円 26,280	円 44,000	円 70,240	円 63,270	円 97,920	円 113,470	円 8,680
円 39,600	円 66,000	円 105,600	円 95,010	円 146,950	円 170,110	円 13,200
円 99,000	円 165,000	円 264,000	円 237,600	円 367,460	円 425,350	円 33,000

」を

「

7,260円	12,100円	19,360円	17,270円	26,810円	31,070円	2,420円
29,040円	48,400円	77,440円	69,080円	107,240円	124,280円	9,680円
43,560円	72,600円	116,160円	103,620円	160,860円	186,420円	14,520円
108,900円	181,500円	290,400円	259,050円	402,150円	466,050円	36,300円

」に

改め，同表中指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合の部を削り，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「，個人が利用する場合を除き」を削り，「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項を同表備考第２項とし，同表備考第４項を同表備考第３項とし，同項の次に次の１項を加える。

４　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第２の２の表中「１，０３０円」を「１，１３０円」に，「２，０７０円」を「２，２７０円」に，「３，１１０円」を「３，４２０円」に，「４１０円」を「４５０円」に，「２，０８０円」を「２，２８０円」に，「４，１７０円」を「４，５８０円」に，「６，２６０円」を「６，８８０円」に，「８３０円」を「９１０円」に改め，同表の備考を次のように改める。

備考　１の表の備考の規定（第２項を除く。）は，この表の場合について準用する。

別表第２の３の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「７，３３０円」を「８，０６０円」に改める。

別表第２の４の表中「１１，０００円」を「１２，１００円」に，「２２，０００円」を「２４，２００円」に，「１６，５５０円」を「１８，２００円」に，「３３，０００円」を「３６，３００円」に改める。

別表第３の１の表の全部利用する場合の部中

「

円 2,610	円 4,180	円 5,290	円 6,170	円 8,350	円 10,080	円 830
円 10,470	円 17,170	円 21,510	円 24,610	円 33,570	円 40,380	円 3,450
円 15,700	円 25,660	円 32,530	円 36,870	円 50,420	円 60,700	円 5,130
円 39,600	円 64,310	円 81,420	円 92,280	円 126,220	円 151,840	円 13,200

」を

「

2,900円	4,600円	5,800円	6,800円	9,200円	11,100円	900円
11,600円	18,400円	23,200円	27,200円	36,800円	44,400円	3,600円
17,400円	27,600円	34,800円	40,800円	55,200円	66,600円	5,400円
43,500円	69,000円	87,000円	102,000円	138,000円	166,500円	13,500円

」に

改め，同表中指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合の部を削り，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「，個人が利用する場合を除き」を削り，「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項を同表備考第２項とし，同表備考第４項を同表備考第３項とし，同項の次に次の１項を加える。

４　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第３の２の表中「１，０３０円」を「１，１３０円」に，「２，０７０円」を「２，２７０円」に，「３，１１０円」を「３，４２０円」に，「４１

０円」を「４５０円」に改め，同表の備考を次のように改める。

備考　１の表の備考の規定（第２項を除く。）は，この表の場合について準用する。

別表第３の３の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「３，１３０円」を「３，４４０円」に改める。

別表第４の１の表の競技場の部中

「

円 2,610	円 4,180	円 5,290	円 6,170	円 8,350	円 10,080	円 830
円 10,470	円 17,170	円 21,510	円 24,610	円 33,570	円 40,380	円 3,450
円 15,700	円 25,660	円 32,530	円 36,870	円 50,420	円 60,700	円 5,130
円 39,600	円 64,310	円 81,420	円 92,280	円 126,220	円 151,840	円 13,200

」を

「

2,900円	4,600円	5,800円	6,800円	9,200円	11,100円	900円
11,600円	18,400円	23,200円	27,200円	36,800円	44,400円	3,600円
17,400円	27,600円	34,800円	40,800円	55,200円	66,600円	5,400円
43,500円	69,000円	87,000円	102,000円	138,000円	166,500円	13,500円

」に

改め，指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合の項を削り，同表の武道場の部中指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合の項を削り，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「，個人が利用する場合を除き」を削り，「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項を同表備考第２項とし，同表備考第４項を同表備考第３項とし，同項の次に次の１項を加える。

４　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第４の２の表中「１，０３０円」を「１，１３０円」に，「２，０７０

円」を「２，２７０円」に，「３，１１０円」を「３，４２０円」に，「４１０円」を「４５０円」に改め，同表の備考を次のように改める。

備考　１の表の備考の規定（第２項を除く。）は，この表の場合について準用する。

別表第４の３の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「３，１３０円」を「３，４４０円」に改める。

別表第１２のスモールボア・ライフル射撃場の部中「３００円」を「４００円」に，「３，１８０円」を「３，５００円」に改め，同表エア・ライフル射撃場の部中

「

一般
高校生以下

」を「

高校生以下
一般

」に，「３００円」を「２００円」に，「１５０円」を「４００円」に，「３，１８０円」を「３，５００円」に改め，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「「高校生以下」を「この表において「高校生以下」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項中「「一般」を「この表において「一般」に改め，同項を同表備考第２項とし，同表備考第４項中「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第３項とし，同表備考第５項を同表備考第４項とし，同項の次に次の１項を加える。

５　電気及び水道を多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第１２を別表第１３とする。

別表第１１の１の表の第一競技場の部中「４，８１０円」を「５，４００円」に，「６，１７０円」を「６，８００円」に，「１１，０００円」を「１２，１００円」に，「１，１５０円」を「１，３００円」に，「１４，７６０円」を「１６，２００円」に，「１８，４３０円」を「２０，３００円」に，「３

３，０００円」を「３６，３００円」に，「３，５５０円」を「３，９００円」に，「９，８３０円」を「１０，８００円」に，「１２，２５０円」を「１３，５００円」に，「２２，０００円」を「２４，２００円」に，「２，４００円」を「２，６００円」に，「２９，６３０円」を「３２，４００円」に，「３６，８７０円」を「４０，６００円」に，「６６，０００円」を「７２，６００円」に，「７，２２０円」を「７，８００円」に改め，同表の第二競技場の部中「３，１３０円」を「３，５００円」に，「４，１８０円」を「４，６００円」に，「７，３３０円」を「８，２００円」に，「８３０円」を「９００円」に，「９，５３０円」を「１０，５００円」に，「１２，７７０円」を「１４，０００円」に，「２２，３００円」を「２４，５００円」に，「２，５００円」を「２，７００円」に，「６，３８０円」を「７，０００円」に，「８，４８０円」を「９，３００円」に，「１４，８７０円」を「１６，３００円」に，「１，６７０円」を「１，８００円」に，「２０，２１０円」を「２１，０００円」に，「２５，５５０円」を「２８，０００円」に，「４５，７７０円」を「４９，０００円」に，「４，９１０円」を「５，４００円」に改め，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「「高校生以下」を「この表において「高校生以下」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項中「「一般」を「この表において「一般」に改め，同項を同表備考第２項とし，同表備考第４項中「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第３項とし，同表備考第５項を同表備考第４項とし，同項の次に次の１項を加える。

５　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第１１の２の表中「１，０３０円」を「１，１３０円」に，「２，０７０円」を「２，２７０円」に，「４１０円」を「４５０円」に，「５１０円」を「５６０円」に，「６２０円」を「６８０円」に，「２００円」を「２２０円」に改め，同表の備考を次のように改める。

備考　１の表の備考第３項から第５項までの規定は，この表の場合について準用する。

別表第１１の３の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「２，１１０円」を「２，３２０円」に改める。

別表第１１を別表第１２とする。

別表第１０中「１，１００円」を「１，２００円」に改め，同表に備考として次のように加える。

備考　利用者が本市住民以外の者である場合の利用料金は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

別表第１０を別表第１１とし，別表第９を別表第１０とする。

別表第８の１の表の徳島市田宮公園プール利用料金の部中「３４０円」を「４００円」に，「１６０円」を「２００円」に，「８０円」を「１００円」に，「２６０円」を「３００円」に，「１２０円」を「１５０円」に，「６０円」を「７０円」に改め，同表の徳島市Ｂ＆Ｇ海洋センタープール利用料金の部中「２３０円」を「３００円」に，「１１０円」を「１５０円」に，「５０円」を「１００円」に，「１６０円」を「２００円」に，「８０円」を「１００円」に，「３０円」を「５０円」に改め，同表備考第１項中「「一般」を「この表において「一般」に改め，同表備考第２項中「「児童・生徒」を「この表において「児童・生徒」に改め，同表備考第３項中「「幼児」を「この表において「幼児」に改め，同表備考第４項中「「団体」を「この表において「団体」に，「あつて引率者」を「あって，引率者」に改める。

別表第８の２の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に改める。

別表第８の３の表中「３１０円」を「４００円」に改める。

別表第８を別表第９とする。

別表第５の１の⑴の表中「４，８１０円」を「５，４００円」に，「６，１

７０円」を「6，８００円」に，「１１，０００円」を「１２，１００円」に，「1，１５０円」を「1，３００円」に，「１４，７６０円」を「１６，３００円」に，「１８，４３０円」を「２０，３００円」に，「３３，０００円」を「３６，３００円」に，「3，５５０円」を「3，９００円」に，「9，８３０円」を「１０，８００円」に，「１２，２５０円」を「１３，５００円」に，「２２，０００円」を「２４，２００円」に，「2，４００円」を「2，６００円」に，「２９，６３０円」を「３２，６００円」に，「３６，８７０円」を「４０，６００円」に，「６６，０００円」を「７２，６００円」に，「7，２２０円」を「7，８００円」に改め，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「「高校生以下」を「この表において「高校生以下」に，「次項及び⑵の表」を「次表」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項中「「一般」を「この表において「一般」に，「⑵の表」を「次表」に改め，同項を同表備考第２項とし，同表備考第４項中「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第３項とし，同表備考第５項を同表備考第４項とし，同項の次に次の１項を加える。

５　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第５の１の⑵の表中「１回につき５０円」を「１人１回につき１００円」に，「１回につき１００円」を「１人１回につき２００円」に改める。

別表第５の２の表中「付属設備利用料金」を「附属設備利用料金」に，「3，１３０円」を「3，４４０円」に改める。

別表第５の３の表中「３１０円」を「４００円」に改める。

別表第６及び別表第７を削り，別表第５を別表第６とし，同表の次に次の２表を加える。

別表第７（第８条関係）

市民運動広場利用料金

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>利用料金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされない場合</td><td rowspan="2">徳島市民島田運動広場において夜間照明施設を利用する場合</td><td>高校生以下</td><td rowspan="5">１グラウンド１時間までごとにつき</td><td>７８０円</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>１，２００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の場合</td><td>高校生以下</td><td>４２０円</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>８４０円</td></tr>
<tr><td colspan="3">営利又は営業のための宣伝を目的とするとみなされる場合</td><td>４，７００円</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「高校生以下」とは，義務教育終了までの者及び高校生をいう。

２　この表において「一般」とは，高校生以下以外の者をいう。

３　利用者が本市住民以外の者である場合の利用料金は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

別表第８（第８条関係）

市民庭球場利用料金

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>利用料金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">夜間照明施設を併せて利用しない場合</td><td>高校生以下</td><td rowspan="4">１コート１時間までごとにつき</td><td>２４０円</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>４７０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">夜間照明施設を併せて利用する場合</td><td>高校生以下</td><td>１，１３０円</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>１，３６０円</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「高校生以下」とは，義務教育終了までの者及び高校生をいう。

２　この表において「一般」とは，高校生以下以外の者をいう。

３　利用者が本市住民以外の者である場合の利用料金は，この表に規定する利用料金の５割増しとする。

４　算出して得た利用料金の額に１０円未満の端数があるときは，これを１０円に切り上げる。

別表第４の２の全部利用する場合の部中

「

円 2,610	円 4,180	円 3,970	円 6,170	円 7,430	円 9,310	円 830
円 10,470	円 17,170	円 16,130	円 24,610	円 29,850	円 37,280	円 3,450
円 15,700	円 25,660	円 24,400	円 36,870	円 44,830	円 56,030	円 5,130
円 39,600	円 64,310	円 61,070	円 92,280	円 112,200	円 140,160	円 13,200

」を

「

2,870円	4,600円	4,400円	6,800円	8,200円	10,200円	910円
11,480円	18,400円	17,600円	27,200円	32,800円	40,800円	3,640円
17,220円	27,600円	26,400円	40,800円	49,200円	61,200円	5,460円
43,050円	69,000円	66,000円	102,000円	123,000円	153,000円	13,650円

」に

改め，同表の指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合の部中「１００円」を「２００円」に，「３００円」を「４００円」に改め，同表備考第１項を削り，同表備考第２項中「２割」を「５割」に改め，同項を同表備考第１項とし，同表備考第３項を同表備考第２項とし，同表備考第４項を同表備考第３項とし，同項の次に次の１項を加える。

４　電気，水道及びガスを多量に消費する場合は，別に実費を徴収する。

別表第４の２を別表第５とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公

布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の徳島市体育施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による利用料金の額の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

３　改正後の条例別表第２から別表第１３までの規定は，前項の利用料金の額の承認の日（以下「承認日」という。）以後にされた利用の申請であって施行日以後の利用に係るものに関する利用料金について適用し，承認日前にされた利用の申請又は施行日前の利用に係る利用料金については，なお従前の例による。

議案第９５号

徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例

（徳島市公共下水道事業条例の一部改正）

第１条　徳島市公共下水道事業条例（昭和３７年徳島市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「公共下水道を」を「公共下水道のうち同号イに該当するものを」に改める。

附則に次の３項を加える。

（特定排水路等の移管に関する特例）

９　令和９年４月１日から管理者が供用を開始する公共下水道であって，同日前において本市が既に所有し，又は管理する徳島市法定外公共物管理条例（平成１５年徳島市条例第１４号）第２条に規定する法定外公共物であった下水道及び水路並びにこれらと一体の施設，構造物その他の附属物（以下「特定排水路等」という。）については，第１４条の３及び第１４条の４の規定は，適用しない。ただし，同日以後に改築の工事（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要が生じたものを除く。）に着手した特定排水路等に係る区域又は区間について

は，この限りでない。

１０　特定排水路等について第１７条第１項の占用をする場合における占用料の額は，同条第３項本文の規定にかかわらず，徳島市法定外公共物管理条例第１１条第３項の規定の例によるものとする。

１１　特定排水路等に関し，徳島市法定外公共物管理条例の規定により，特定排水路等の供用を開始する日前に市長がした処分その他の行為で同日において現にその効力を有するもの又は同日前に市長に対してされた申請，届出その他の行為でこの条例に相当の規定があるものについては，この条例の相当規定に基づいて，管理者がした処分その他の行為又は管理者に対しされた申請，届出その他の行為とみなす。

（徳島市都市下水路条例の一部改正）

第２条　徳島市都市下水路条例（令和元年徳島市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例

第１条中「の都市下水路」を「における雨水公共下水道」に改め，「という。）」の右に「第２条第３号に規定する公共下水道のうち同号ロに該当するものをいう。以下同じ。）及び都市下水路（法」を加え，「管理」を「設置及び管理」に改める。

第９条を第１４条とし，第８条を第１３条とし，第７条を第１２条とする。

第６条第１項中「都市下水路」を「雨水公共下水道又は都市下水路」に改め，同項ただし書中「法」の右に「第２４条第１項又は」を加え，同条第３項中「ついては，徳島市道路占用料条例（昭和２８年徳島市条例第３３号）第２条」を「ついては，徳島市法定外公共物管理条例（平成１５年徳島市条例第１４号）第１１条第３項において読み替えて準用する徳島市河川占用料

条例（平成１２年徳島市条例第１７号）第２条（同条例別表第１に係る部分に限る。）」に，「占用料（」を「占用料等（」に，「同条例別表」を「同表」に，「ときは，徳島市法定外公共物管理条例（平成１５年徳島市条例第１４号）第１１条第３項において読み替えて準用する徳島市河川占用料条例（平成１２年徳島市条例第１７号）」を「ときは，徳島市道路占用料条例（昭和２８年徳島市条例第３３号）」に，「占用料等）」を「占用料）」に改め，同項ただし書中「都市下水路」を「雨水公共下水道に雨水を排除することを目的とする占用物件又は都市下水路」に，「この」を「，この」に改め，同条を第１１条とし，同条の前に次の１条を加える。

（都市下水路における行為の許可等に関する準用）

第１０条　第４条から第６条までの規定は，都市下水路について準用する。

この場合において，これらの規定中「雨水公共下水道」とあるのは「都市下水路」と，「法第２４条第１項」とあるのは「法第２９条第１項」と読み替えるものとする。

第４条及び第５条を削る。

第３条第１号ただし書中「（法第２条第１号に規定する下水をいう。第６条第３項において同じ。）」を削り，同条を第９条とする。

第２条中「法」を「第３条の規定は，法」に，「ついては，本市の公共下水道について定められている構造の技術上の基準（終末処理場に係るものを除く。）の例による」を「ついて準用する」に改め，同条を第８条とし，第１条の次に次の６条を加える。

（雨水公共下水道の設置）

第２条　主として雨水を排除するため，本市に雨水公共下水道を設置する。

２　本市における雨水公共下水道の設置区域は，法第９条第１項の規定により公示する区域とする。

（雨水公共下水道の構造の技術上の基準）

第３条　雨水公共下水道の構造に関する法第７条第２項の条例で定める技術上の基準については，徳島市公共下水道事業条例（昭和３７年徳島市条例第２３号）第１４条の３，第１４条の４及び第１４条の６の規定を準用する。この場合において，同条例第１４条の３第３号及び第５号並びに第１４条の４第１号中「管理規程」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

（雨水公共下水道に係る工事等の承認）

第４条　法第１６条の規定により雨水公共下水道の工事又は維持の承認を受けようとする者は，規則で定めるところにより，承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項の変更をしようとするときも，同様とする。

（雨水公共下水道における行為の許可）

第５条　雨水公共下水道に関し法第２４条第１項の許可を受けようとする者は，申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

⑴　施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図（縮尺３，０００分の１以上）

⑵　物件の配置及び構造を表示した図面（縮尺２００分の１以上）

（雨水公共下水道における許可を要しない軽微な変更）

第６条　法第２４条第１項の条例で定める軽微な変更は，雨水公共下水道の施設の機能を妨げ，又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって，同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（都市下水路の設置）

第７条　主として市街地における下水（法第２条第１号に規定する下水をいう。第９条第１号及び第１１条第３項において同じ。）を排除するため，本市に都市下水路を設置する。

２　本市における都市下水路の設置区域は，法第２７条第１項の規定により公示する区域とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和８年１０月１日から施行する。ただし，第１条中附則に３項を加える改正規定は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　雨水公共下水道（この条例による改正後の徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１条に規定する雨水公共下水道をいう。以下同じ。）に関し，下水道法（昭和３３年法律第７９号）及びこの条例による改正前の徳島市都市下水路条例の規定により，雨水公共下水道の供用を開始する日前に市長がした処分その他の行為で同日において現にその効力を有するもの又は同日前に市長に対してされた申請，届出その他の行為については，下水道法及び改正後の条例の相当規定に基づいて，市長がした処分その他の行為又は市長に対しされた申請，届出その他の行為とみなす。

議案第９６号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日提出

徳島市長　　遠　藤　彰　良

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和３８年徳島市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第１４条の規定は，令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については，なお従前の例による。

３　令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって，この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「改正前の条例」という。）第１４条の規定による金額により支給されたもの又は改正前の条例附則第７条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限る。）の支払は，改正後の条例第１４条の規定による金額に

より支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。